つがる西北五広域連合病院事業　障害者活躍推進計画

令和８年４月１日

つがる西北五広域連合
病院事業管理者　岩　村　秀　輝

記

<table>
<tr><td>機関名</td><td>つがる西北五広域連合病院事業</td></tr>
<tr><td>任命権者</td><td>つがる西北五広域連合病院事業管理者</td></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>令和８年４月１日～令和１０年３月３１日（２年間）とする。
なお、計画期間中においても、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>障害者雇用に関する課題</td><td>つがる西北五広域連合病院事業（以下「病院事業」という。）における、令和８年１月１日現在の障害者の雇用状況は次のとおりである。

<table>
<tr><td>法定
雇用率</td><td>職員総数
（短時間勤務職員は
０．５人換算）</td><td>法定雇用障害者数
の算定基礎となる
職員数</td><td>障害者数</td><td>実雇用率</td></tr>
<tr><td>２．８％</td><td>１，００１．５人</td><td>７０１．５人</td><td>６人</td><td>０．８６％</td></tr>
</table>

病院事業では事務職種を中心に障害者の採用活動を行ってきたが、法定雇用率の達成には至っていない。令和８年７月には法定雇用率が３．０％へ引上げられる見込みであり、職員総数が大きく変化しなくても、求められる障害者雇用人数は増加していく。そのため、障害者向け職務の選定と創出及び雇用促進について、病院事業が一丸となって取組む必要がある。
本計画における計画期間の終期までに、法定雇用率の達成を目指すとともに、雇用促進となる具体的な取組内容、採用した障害者の適正に応じた能力を十分に発揮できる体制について、一層の充実を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　目標</td></tr>
<tr><td>① 採用に関する目標</td><td>○ 令和８年７月以降の法定雇用率３．０％を達成するためには、１７人以上の雇用が必要である。雇用率達成を目指し、その後も維持することを目標とする。
令和　９年３月３１日　　３．０％
令和１０年３月３１日　　３．０％以上
（評価方法）毎年の任免状況通報の際に、状況把握・進捗管理を行う。</td></tr>
<tr><td>② 定着に関する目標</td><td>○ 障害者である職員の定着状況を把握し、障害者向けの職務の選定等を行ったうえで、目標を設定する。</td></tr>
</table>

２　取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として、病院運営局人事課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３ヵ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 障害者である職員が働きやすい職場づくりや障害者が能力や適性を発揮できるような職務の選定・創出等の検討及び毎年度、取組状況の把握・検証を 行う。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、必要に応じて労働局等の障害者雇用関係部署に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 採用後に障害者となった職員についても、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮を定期的かつ着実に行うなど、障害者である職員がその障害を理由とした不本意な離職をしないよう配慮に努める。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価制度に係る面談又はその他業務に関する相談等があった際に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
３　その他	○ 障害者の活躍及び支援に係る各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場の拡大を推進する。